

# 民有地緑化事業に対する補助

問 公園緑地課(☎62-1023)

市が緑にあふれ、やすらぎと潤いを与える街となるため、次の補助事業を実施しています。補助を受けるには、事前申請が必要です。必ず工事前に相談してください。

## 大規模

### 屋上緑化事業、壁面緑化事業、駐車場緑化事業、空地緑化事業

**要件** 緑化対象面積の合計が50㎡以上で、かつ市が定めた評価基準を満たした緑化事業

**補助金額** 「屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化または空地緑化に係る経費の2分の1」と、屋上緑化事業、壁面緑化事業については「緑化対象面積(㎡)×30,000円」、駐車場緑化事業については「緑化対象面積(㎡)×20,000円」、空地緑化事業については「緑化対象面積(㎡)×15,000円」を比較して少ない方の額(限度額500万円)

※緑化対象面積とは、都市緑地法施行規則で定める方法により算出した面積

### 生垣設置事業

**要件** 延長15m以上の生垣を設置し、かつ市が定めた評価基準を満たした緑化事業

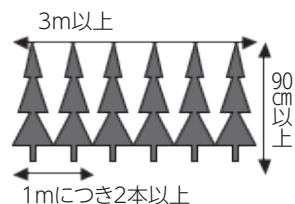
**補助金額** 「生垣設置に係る経費の2分の1」と「植栽延長(m)×5,000円」を比較して少ない方の額(限度額500万円)

## 小規模

### 生垣設置事業

**要件** 住宅、店舗、事務所、工場および駐車場の用に供する土地内で、道路に面した所に高さ90cm以上の樹木を植栽延長3m以上新たに植栽する事業。ただし、植栽延長1mにつき2本以上植栽する場合に限る。

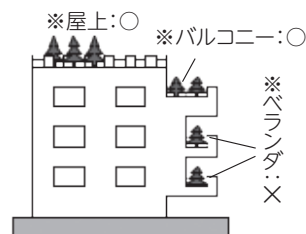
**補助金額** 「樹木の購入及び植栽工事等に要した経費の3分の2」と「植栽延長(m)×5千円」を比較してどちらか少ない方の額(限度額7万5千円)



### 屋上緑化事業

**要件** 建築物の屋上など\*1に樹木など\*2を3m以上新たに植栽する事業。ただし、プランターを使用する場合は、1基当たりの容積が100ℓ以上のものを使用する場合に限る。

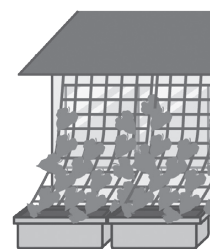
**補助金額** 「樹木など\*2の購入および植栽工事などに要した経費の3分の2」と「植栽面積(㎡)×2万円」を比較してどちらか少ない方の額(限度額50万円)



### 壁面緑化事業

**要件** 建築物および工作物の道路に面した壁面に樹木など\*2を3m以上新たに植栽する事業。

**補助金額** 「樹木など\*2の購入および植栽工事などに要した経費の3分の2」と「植栽面積(㎡)×1万円」を比較してどちらか少ない方の額(限度額25万円)



\*1 屋上およびバルコニー(ベランダを除く)

\*2 樹木、芝、地被類、つる性植物などで多年性の植物

**税目** 固定資産税・都市計画税(全期前納・1期)  
**納期限** 4月30日(休)  
 納税には便利で安心な口座振替制度をご利用ください。  
 納税課(☎62-10007)

### 今月の市税の納期



**問** 保健センター(☎23-8877)

**他** 刈谷市AED貸出事業実施要綱および様式などは市HPをご覧ください。

**問** 保健センター(☎23-8877)

**甲** 貸出日の前月の1日から7日前までに、AED貸出申請書(市HPからダウンロード可)を郵送、☎(kenkou@city.kaizuka.jp)または直接、保健センターへ。

**対** 刈谷市AED貸出事業実施要綱および様式などは市HPをご覧ください。

**貸出期間** イベント期間中(7日を上限)

**対** おおむね10人以上が参加する市内で開催される公益性のあるイベントで、営利目的としないもの。

**貸出条件** イベント会場に医師、看護師、救急救命士または救急救命講習などを修了した人を常時配置すること。

市民が参加するイベントにAEDを貸し出します